

第 3 章 | 関連法令

第3章 関連法令

生ごみ等の資源化事業を実施するにあたり、必要と思われる関連法令について以下に示すが、実際の運用にあたっては、関連機関との十分な協議が必要である。

なお、以下は、生ごみをはじめとする生物由来の有機性資源（バイオマス）の総合利用の観点でまとめられた「バイオマス利活用のための手引き（平成19年2月滋賀県農政水産部発行）」より引用し、平成20年1月現在で公表されている内容などに基づき一部改訂したものである。

【「バイオマス利活用のための手引き」より引用・一部改訂】

バイオマス施設を建設しまたはエネルギーを導入して運営していく上にあたっては、多くの法令が関連する。これらの法令に関しては、主として、施設の立地に係る規制、運転上の規制などがあり、それらの規制面や必要な手続きに注意が必要である。

以下、バイオマスに係る全体法体系、廃棄物処理法との関係、および関連の深い法令についての概要を述べる。

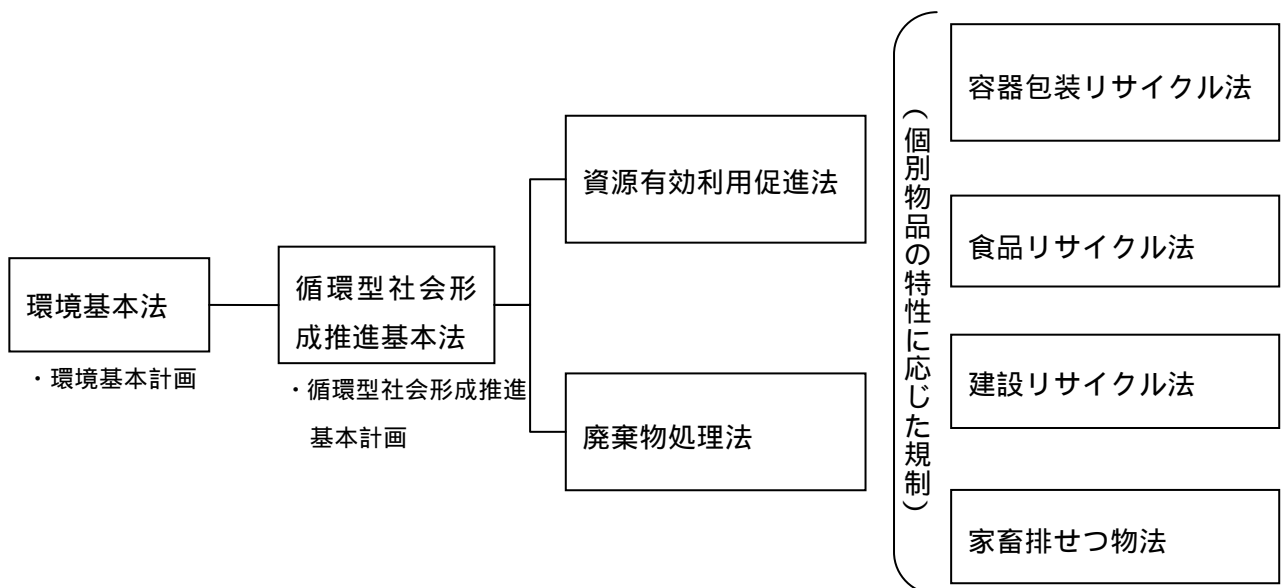
3 - 1 バイオマス関連の法体系

バイオマスに係る全体の法体系は図3 - 1のとおりとなっている。

環境基本法において環境基本計画が、循環型社会形成推進基本法において循環型社会形成基本計画が定められ、資源の循環・有効利用および廃棄物の発生抑制・適正処理を目的に資源有効利用促進法と廃棄物処理法が定められている。

また、個別の物品の特性に応じた規制を行うため、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法および家畜排せつ物法が定められている。

図3-1 バイオマス関連の法体系



3 - 2 バイオマスと廃棄物処理法

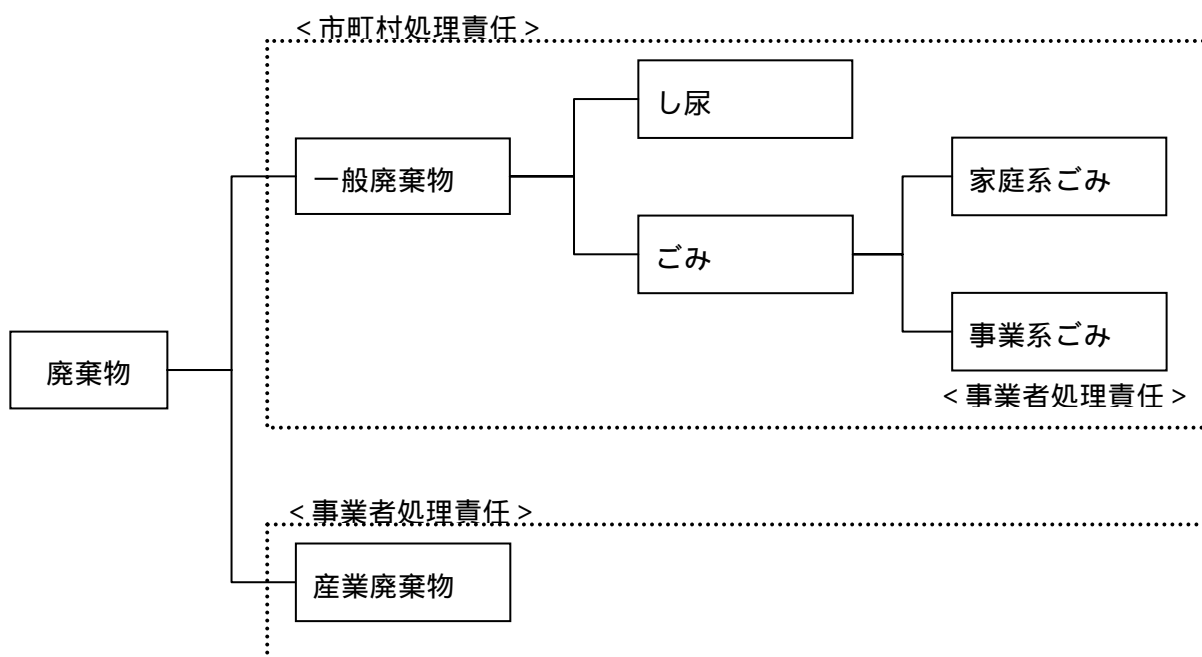
「バイオマス」と「廃棄物」について

バイオマスは資源であるが、「廃棄物」に該当する場合があります、その場合は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)の適用を受ける。すなわち、廃棄物処理法でいう「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの(放射性物質およびこれによって汚染されたものを除く。)をいい、占有者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないために不要になったもの」と定義されている。また、廃棄物に該当するか否かは、「占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきもの」と定義されている。廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物とに分類され、産業廃棄物は、事業活動に伴って生じたもののうち、法・政令で定められた 20 種類の廃棄物をいい、それ以外は一般廃棄物となっている(図 3 - 2 参照)。

この事業活動とは広義に解され、農林・水産業、製造・建設業、卸・小売業のほか、公務・サービス業などが含まれるが、廃棄物の種類によっては特定の業種から排出されるもののみ産業廃棄物となる場合がある。これら産業廃棄物以外の廃棄物は一般廃棄物となるので注意を要する。従って、たとえば、本計画で対象としたバイオマスのうち、廃棄物として引き取られるもので、畜産農業から排出される家畜排せつ物や製材所の木くず、食品工場からの食品廃棄物、建設廃木材は産業廃棄物となり、林地残材、剪定枝・刈り草、生ごみ等は一般廃棄物となる。

このように、バイオマスが「廃棄物」に該当するかどうか、また、一般廃棄物か産業廃棄物かは重要な点であり、処理施設や処理業の規制と関係するので明確にしておくことが必要である。

図 3-2 廃棄物の定義・分類



「バイオマス施設」と「廃棄物処理施設」について

廃棄物処理法でいう「処理」とは、収集運搬、処分（中間処理、最終処分、再生を含む）をいい、事業者が排出する廃棄物（産業廃棄物、一般廃棄物）は事業者自ら処理することが原則とされている。

バイオマス施設においてもたい肥化、燃焼・ガス化発電、メタン発酵、液体燃料化、炭化等の施設で廃棄物となるバイオマスを資源化する場合は廃棄物処理の中間処理になり、これら施設が廃棄物処理法に定める一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設に該当する場合がある。その場合には、廃棄物処理法に基づく設置許可あるいは設置届が必要となる。また、廃棄物処理法の定める廃棄物処理施設は表3-1に掲げる施設となっており、「一般廃棄物処理施設」および「産業廃棄物処理施設」があり、設置の届出や許可、構造および維持管理基準等の適用を受ける。

なお、廃棄物を処理する場合は、これら廃棄物処理施設に該当しない施設で処理する場合であっても、廃棄物処理法に基づく処理業の許可および処理基準が適用されることに留意する必要がある。

表3-1 廃棄物処理施設の種類（バイオマスに係るもの）

| 施設区分 | 処理施設名 | | 規模 (いずれかに該当するもの) |
|---------------|---------------|--|--|
| 一般廃棄物 処理施設 | 一般廃棄物 処理施設 | ごみ処理施設 | 処理能力 : 5 t / 日以上 焼却能力 : 200kg/h 以上 火格子面積 : 2 m ² 以上 |
| | | し尿処理施設 | 規模要件無し。 |
| 産業廃棄物 処理施設 | 汚泥の脱水施設 | | 処理能力 : 10 m ³ を超える |
| | 汚泥の乾燥施設 | | 処理能力 : 10 m ³ を超える |
| | 汚泥の天日乾燥施設 | | 処理能力 : 100 m ³ を超える |
| | 汚泥の焼却施設 | | 処理能力 : 5 m ³ /日を超える 焼却能力 : 200kg/h 以上 火格子面積 : 2 m ² 以上 |
| | 木くずの破碎施設 | | 処理能力 : 5 t / 日を超える |
| 焼却施設 (を除く) | | 焼却能力 : 200kg/h 以上 火格子面積 : 2 m ² 以上 | |

また、廃棄物処理施設を設置する場合には、表3-2のとおり、市町村が当該市町村の定める一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物処理施設を設置する場合のみ都道府県知事または保健所設置市長（以下、「都道府県知事等」という）に届出が必要となっているが、それ以外の者、例えば市町村が産業廃棄物処理施設を設置する場合、および市町村以外のもの（事業協同組合、第3セクター等）が一般廃棄物処理施設および産業廃棄物処理施設を設置する場合は都道府県知事等の許可が必要となっている。

表 3-2 廃棄物処理施設の届出・許可関係

| 設置主体 施設の種類 | 市町村が設置する場合 | 市町村以外のものが設置する場合 |
|---------------|------------------------------------|-----------------|
| 一般廃棄物処理施設 | 都道府県知事等へ届出 (処理計画に基づかないものは許可が必要) | 都道府県知事等の許可必要 |
| 産業廃棄物処理施設 | 都道府県知事等の許可必要 | 都道府県知事等の許可必要 |

なお、施設の設置に際しては、廃棄物処理法において一定の手続きが定められており、生活環境に及ぼす影響について調査を行う必要があるほか、都道府県等の条例等により別途の規制を受ける場合がある。

また、バイオマス施設が一定規模以上の一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設に該当する場合には、以下に述べる都市計画法と建築基準法の規制を受けるので設置に先立ちあらかじめ関係機関とよく協議・調整しておくことが重要である。

(1) 都市計画法

都市計画法においては、それらの施設は都市施設に該当し、市町村が設置する場合は都市計画決定を行う必要がある。また、施設設置にあたっては、都市計画法に基づく開発許可(第29条)若しくは建築許可(第42条、第43条)が必要となる。ただし、設置者、設置場所等の条件により許可不要となる場合もある。

(2) 建築基準法

廃棄物処理施設は建築基準法第51条の規制を受け、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築または増築してはならない、ただし、特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合または政令で定める規模の範囲内において新築、増築する場合はこの限りでない、となっている。

市町村が設置する場合は、都市計画決定を行い敷地の位置を決定するのでこの規定は適用されないが、市町村以外の者が設置する場合は、一般には都市計画決定をしないので、ただし書きの規定により都市計画地方審議会の議を経て特定行政庁の許可を受ける手続きを行うこととなる。

バイオマスの「収集運搬」について

バイオマスを収集運搬する場合には、それが「廃棄物」に該当する場合には廃棄物処理法の適用を受ける。

すなわち、バイオマスを排出場所で収集運搬業者に引き渡す時点で、有償で売却できるもの以外は「廃棄物」となり、一般廃棄物である場合は一般廃棄物処理業、産業廃棄物である場合は産業廃棄物処理業の許可を取得している業者に委託することが必要となる。ただし、バイオマスを排出者自らが運搬する場合は自家処理となり、業の許可は不要となっている。

例えば、占有者(排出者等)がその廃棄物を、再生利用するために有償で譲り受ける者へ引き渡す場合の収集運搬においては、引渡し側が輸送費を負担し、その輸送費が売却代金を上回る場

合など廃棄物の引渡しにかかる事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合には、廃棄物処理法が適用される。

廃棄物処理業の許可は、

- ア 一般廃棄物の処理を業とする場合は、市町村長の許可
- イ 産業廃棄物の処理を業とする場合は、都道府県知事等の許可

が必要となっており、いずれも積み込みと積み下ろしの市町村または都道府県知事等の許可が必要となっている。(表3-3参照)

また、許可は、収集運搬業と処分業とに区分されており、排出者は委託基準に基づき収集運搬は収集運搬業者に、処分(中間処理および最終処分)は処分業者にそれぞれ別々に委託しなければならないこととなっている。(両方の許可を所有する場合は1本の契約でよい。)

処理業者への委託に際しては、一般廃棄物、産業廃棄物とも、その処理業者が適正に処理できること(事業の範囲であること)を確認して委託し、産業廃棄物の場合は、委託するごとにマニフェスト¹を交付して最終処分まで確認しなければならないこととなっている。

表3-3 必要とする廃棄物処理業の許可

| | |
|-----------------|------------|
| | 必要とする許可 |
| 一般廃棄物の処理を業とする場合 | 市町村長の許可 |
| 産業廃棄物の処理を業とする場合 | 都道府県知事等の許可 |

また、一般廃棄物に該当する食品廃棄物等を運搬する場合には、原則としては、排出される市町村と運搬先の市町村の双方の許可が必要であるが、「食品リサイクル法」においては、広域的な再生利用の観点から、「登録再生利用事業者(食品リサイクル法第11条)」および「再生利用事業計画(食品リサイクル法第19条)」の認定を受けた「認定事業者」が行う食品循環資源の収集運搬については、一般廃棄物に係る廃棄物処理法上の許可に関して特例を設けている。

また、「肥料取締法」および「飼料の安全性の確保および品質の改善に関する法律」においては、肥飼料化等を行う事業者が、たい肥等の特殊肥料や飼料の生産販売を業として行おうとする場合は都道府県知事または農林水産大臣に届出が必要であるが、「食品リサイクル法」においては、「登録再生利用事業者(食品リサイクル法第11条)」および「再生利用事業計画(食品リサイクル法第19条)」の認定を受けた「認定事業者」については、特例として、事業実施の円滑化を図る観点から、届出を不要としている。

以上のようにバイオマスを活用していく場合には、特に廃棄物処理法と密接に係わりがあることから、「廃棄物」や「廃棄物処理施設」に該当するかどうか、委託先は「処理業の許可」が必要かどうか、などあらかじめ関係各機関とよく協議・調整を行い明確にしておくことが必要である。

¹ マニフェストとは「産業廃棄物管理票」といい、産業廃棄物の処理の各行程ごとに終了の報告を受けていくことで、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを排出事業者が確認する制度であり、排出事業者は最終処分の終了を確認するまで、自らが排出した産業廃棄物についてその処理の責任を負うことを明示している。

3 - 3 バイオマス関連法令要約

バイオマス施設を設置し、または事業を運営する場合に適用される主要な関係法令について、関連する内容を以下に要約する。

(1) 環境基本法

| | |
|------|---|
| 法の目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにする。 ・環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進する。 |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念： 環境の恵沢の教授と継承 持続的発展が可能な社会の構築 国際的協調による地球環境保全の推進 ・施策策定の指針： 環境の自然的構成要素が良好に維持 生物多様性の確保等 人と自然との豊かなふれあいの確保 ・環境基本計画の策定：環境政策の方向、具体的な展開、計画の効果的実施 ・環境の保全のための組織の設置 |
| 所管省庁 | 環境省 |

(2) 循環型社会形成推進基本法

| | |
|------|--|
| 法の目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、発生抑制し、発生した廃棄物等は「循環資源」として循環利用を図ることを規定。 ・「循環型社会」とは[1]廃棄物の発生抑制[2]循環資源の循環的な利用[3]適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される社会と定義し、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。 |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・優先順位の原則： 発生抑制 再使用 再生利用 熱回収 適正処分 ・拡大生産者責任を一般原則として位置づけ。 ・事業者の責務 = 廃棄物等の発生抑制、循環資源の有効利用 製造・販売事業者等 = 使用済み製品の引き取り、循環的な利用等 ・循環型社会形成推進基本計画：数値目標を設定（平成 22 年度） <ul style="list-style-type: none"> ・循環利用率 = 平成 12 年度から概ね 4 割向上 ・最終処分量 = 平成 12 年度から概ね半減 ・ごみ排出量 = 一人一日当たりごみ排出量を 20%削減 |
| 所管省庁 | 環境省 |

(3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

| | |
|-----------|---|
| 規 制 対 象 | 対象建設工事の受注者 対象建設工事の発注者 |
| 規 制 内 容 等 | 対象建設工事の受注者は、分別解体をし、特定建設資材廃棄物を再資源化しなければならない。 (参考)特定建設資材廃棄物の再資源化率を平成22年までに95%にする。 (建設リサイクル法基本方針) 対象建設工事の発注者は、特定行政庁に分別解体計画等を届出。 |
| 問い合わせ窓口 | 特定行政庁（建築主事を置く市町村、土木交通部建築課） |

(4) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

| | |
|-----------|--|
| 規 制 対 象 | 食品関連事業者（食品の製造、加工、卸売または小売を業として行う者および飲食店業その他食事の提供を行う者） |
| 規 制 内 容 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・食品の製造、流通、外食等におけるすべての食品関連事業者は、食品廃棄物等の再生利用等（再生利用、熱回収、発生抑制、減量）に取り組む。（再生利用等を実施すべき量に関する目標は、食品リサイクル法基本方針で定める。） ・食品廃棄物等の発生量が一定規模（年間100トン）以上の食品関連事業者は、定期報告が必要。 ・登録再生利用事業者：食品循環資源を原材料として肥料・飼料の製造を業として行う者は、主務大臣の登録を受けることができる。 ・再生利用事業計画の認定：農畜水産物等の食品関連事業者は、利用を含めた循環型の再生利用計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。 ・廃棄物処理法、肥料取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の特例：登録再生利用事業者および再生利用計画の認定事業者を対象に、特例措置あり。 |
| 問い合わせ窓口 | 近畿農政局滋賀農政事務所 |

(5) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

| | |
|-----------|--|
| 規 制 対 象 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象容器：ガラス製容器、ペットボトル、紙製容器、プラスチック製容器（発泡スチロール製トレイ、袋を含む）等 ・対象包装：包装紙、ラップ等 |
| 規 制 内 容 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下の対象事業者は再商品化の義務を負う。 容器・包装を利用する中身製造業者 = 食品、清涼飲料、酒類、石鹸、塗料、医薬品、化粧品等の製造者 容器製造業者 = びん、PET ボトル、紙箱、袋等の製造者 小売・卸売業者 = 商品を販売する際に容器や包装を利用する事業者 輸入業者 = 容器の輸入、容器や包装がついた商品の輸入、輸入後に容器や包装を付ける場合等 ・容器包装多量利用事業者（年間 50 トン以上）は、定期報告が必要。 |
| 所 管 省 庁 | 経済産業省・環境省 |

(6) 熱供給事業法

| | |
|-----------|---|
| 規 制 対 象 | <ul style="list-style-type: none"> ・熱供給者（複数建物へ熱供給し、加熱能力が 21GJ/h 以上） ・熱供給施設設置者（ボイラー、ヒートポンプ、熱交換機） |
| 規 制 内 容 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業開始には供給区域ごとに経済産業大臣の許可必要 ・技術基準、保安規定を遵守 ・熱供給施設は「その他の都市施設」として都市計画決定が必要 |
| 所 管 省 庁 | 資源エネルギー庁 |

(7) 電気事業法

| | |
|-----------|---|
| 規 制 対 象 | 電気を供給する事業を行う者 |
| 規 制 内 容 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気を供給する事業を行う者は次の事項が必要 ・事業用電気工作物を設置する場合、電気主任技術者が必要（ただし、自家用で 1000 k W 未満は不選任も可） ・ボイラーを使用して発電する場合、ボイラー・タービン主任技術者が必要 ・保安規定の届出、工事計画の届出等が必要 |
| 問い合わせ窓口 | 地方経済産業局 |

(8) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

| | |
|-----------|---|
| 規 制 対 象 | エネルギー（電気・熱の合算）を 1500kl/年（原油換算）以上利用する施設 |
| 規 制 内 容 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気は電気管理士、熱は熱管理士が必要 ・エネルギー使用量の記録義務、報告が必要 |
| 問い合わせ窓口 | 地方経済産業局 |

(9) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）

| | |
|-----------|---|
| 規 制 対 象 | 電気事業者（一般電気事業者、特定電気事業者および特定規模電気事業者） |
| 規 制 内 容 等 | ・ 経済産業大臣は、電気事業者に対して、毎年度、販売電力量に応じ一定割合以上の新エネルギー電気の利用を義務付ける。 ・ バイオマスを利用する発電設備が基準に適合している場合は、経済産業大臣の認定を受けることができる。 |
| 問い合わせ窓口 | 地方経済産業局 |

(10) 都市計画法

| | |
|-----------|--|
| 規 制 対 象 | 一般廃棄物処理施設および産業廃棄物処理施設設置者 |
| 規 制 内 容 等 | ・ 一定規模以上の一般廃棄物処理施設および産業廃棄物処理施設は都市施設に該当し、設置する場合は開発許可、建築許可が必要。ただし、設置者、設置場所等の条件により許可不要となる場合もある。 |
| 問い合わせ窓口 | 土木交通部住宅課 |

(11) 建築基準法

| | |
|-----------|---|
| 規 制 対 象 | 一般廃棄物処理施設および産業廃棄物処理施設設置者 |
| 規 制 内 容 等 | ・ 一般廃棄物処理施設および産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築または増築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て許可した場合はこの限りでない。 （ ・ 一般廃棄物処理施設：1日の処理能力が5t以上のごみ処理施設 ・ 産業廃棄物処理施設：「廃棄物処理法」第15条の処理施設のうちの中間処理施設 ） |
| 問い合わせ窓口 | 特定行政庁（建築主事を置く市町村、土木交通部建築課） |

(12) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

| | |
|-----------|--|
| 規 制 対 象 | 飼料・飼料添加物の製造業者（配合・加工を含む）、輸入業者、販売業者 |
| 規 制 内 容 等 | ・ 製造・保存方法の基準遵守 ・ 飼料製造管理者の設置 ・ 飼料公定規格の遵守 ・ 検定機関の検定、規格適合の表示義務 ・ 事業開始前の登録・届出 ・ 食品廃棄物を原材料として飼料の製造を行う場合で、食品リサイクル法の登録再生事業者および再生利用計画の認定事業者となった場合は、登録・届出は不要 |
| 問い合わせ窓口 | 農政水産部畜産課 |

(13) 肥料取締法

| | |
|-----------|--|
| 規 制 対 象 | たい肥の製造販売事業者 |
| 規 制 内 容 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・たい肥を製造販売する場合は、事業開始時の登録・届出、たい肥の品質表示を遵守 ・食品廃棄物を原材料として飼料の製造を行う場合で、食品リサイクル法の登録再生事業者および再生利用計画の認定事業者となった場合は、登録・届出は不要 |
| 問い合わせ窓口 | 農政水産部農業経営課 |

(14) 労働安全衛生法

| | |
|-----------|---|
| 規 制 対 象 | ボイラー設備利用者 |
| 規 制 内 容 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー技士が必要。ただし、排熱ボイラーの伝熱面積が、蒸気ボイラー6㎡未満、温水ボイラー28㎡未満、貫流ボイラー60㎡未満の場合は不要。 ・10人以上50人未満の事業場では安全衛生推進者、作業責任者を置く。 |
| 問い合わせ窓口 | 滋賀労働局 |

(15) 消防法

| | |
|-----------|--|
| 規 制 対 象 | 燃料貯蔵施設設置者 |
| 規 制 内 容 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・危険物取扱者が必要：潤滑油、非常用兼用発電機の燃料油等が指定数量以上ある場合(指定数量：B D Fの場合は第3石油類になり2000ℓ。400～2000ℓの貯蔵の場合は市町村条例の規制を受ける。) |
| 問い合わせ窓口 | 消防本部 |

(16) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

| | |
|-----------|--|
| 規 制 対 象 | 畜産業を営むもの (牛10頭以上、豚100頭以上、鶏2000羽以上、馬10頭以上) |
| 規 制 内 容 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・畜産業を営むものは、家畜排せつ物を次の管理基準に従い管理しなければならない。 たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理または保管の用に供する施設の構造設備に関する基準 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準 |
| 問い合わせ窓口 | 農政水産部畜産課 |

(17) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）

| | |
|---------|---|
| 法の目的 | 持続性の高い農業生産方式の導入を促進するための措置を講ずることにより、環境と調和の取れた農業生産の確保を図る。 |
| 概要 | <p>持続性の高い農業生産方式の導入指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が持続性の高い農業生産方式の導入方針を策定 ・導入すべき持続性の高い農業生産方式を地域の特性に即して明確化 <p>持続性の高い農業生産方式の導入計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者が持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成 ・都道府県知事が導入計画を認定（認定された農業者＝エコファーマー） <p>持続性の高い農業生産方式を導入する農業に対する支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入計画の認定を受けた農業者に対する農業改良資金 |
| 問い合わせ窓口 | 農政水産部農業経営課 |

(18) 大気汚染防止法

| | |
|---------|--|
| 規制対象 | 熱供給事業、電気供給事業などばい煙発生施設を有する事業者 |
| 規制内容等 | <ul style="list-style-type: none"> ・次の場合はばい煙排出基準の遵守が必要 ・ガスエンジンで燃料を 35 l / h（重油換算）以上利用する場合 ・ガスタービンで燃料を 50 l / h（重油換算）以上利用する場合 ・ディーゼル機関で燃料を 50 l / h 以上利用する場合 ・ボイラーで伝熱面積が 10 m²以上もしくは、燃料を 50 l / h（重油換算）以上利用する場合 |
| 問い合わせ窓口 | 琵琶湖環境部琵琶湖再生課 |

(19) 水質汚濁防止法

| | |
|---------|--|
| 規制対象 | 汚水等を排出する施設を設置する事業者等 （排水のあるバイオマス施設等で公共用水域へ排出する場合） |
| 規制内容等 | <ul style="list-style-type: none"> ・届出が必要な施設：豚房 40 m²以上、牛房 160 m²以上、馬房 400 m²以上の施設（豚房 40～50 m²、牛房 160～200 m²、馬房 400～500 m²については、構造基準のみが適用される。） ・排出水の規制基準を遵守： <ul style="list-style-type: none"> 排水量 = 10 m³/日以上に適用 水質 = pH、BOD、COD、SS ほか |
| 問い合わせ窓口 | 琵琶湖環境部琵琶湖再生課 |

(20) 騒音規制法

| | |
|-----------|--|
| 規 制 対 象 | 熱供給事業、電気供給事業など著しい騒音発生施設を有する事業者 |
| 規 制 内 容 等 | 次の場合は規制基準の遵守が必要 ・空気圧縮機、送風機等の定格出力が7.5kW以上の場合 ・木材加工機械でチップの定格出力が2.25kW以上の場合 |
| 所 管 省 庁 | 環境省 |

(21) 振動規制法

| | |
|-----------|--|
| 規 制 対 象 | 熱供給事業、電気供給事業など著しい振動発生施設を有する事業者 |
| 規 制 内 容 等 | 次の場合は規制基準の遵守が必要 ・圧縮機の定格出力が7.5kW以上の場合 ・木材加工機械でチップの定格出力が2.2kW以上の場合 |
| 所 管 省 庁 | 環境省 |

(22) 悪臭防止法

| | |
|-----------|---|
| 規 制 対 象 | 規制地域（都道府県指定）内の特定悪臭物質発生事業者等 |
| 規 制 内 容 等 | 事業場の敷地境界線の地表における規制基準および事業場排出口における規制基準の遵守が必要 敷地境界線の地表濃度 = 悪臭物質濃度基準を遵守 悪臭物質濃度基準では十分でない場合 = 臭気指数による規制を遵守 |
| 所 管 省 庁 | 環境省 |

(23) ダイオキシン類対策特別措置法（ダイオキシン特措法）

| | |
|-----------|---|
| 規 制 対 象 | 廃棄物系バイオマスの焼却施設等特定施設 |
| 規 制 内 容 等 | ・環境基準：人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準 大気環境基準 = 年平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 水質環境基準 = 年平均値 1pg-TEQ/l 以下 水底の底質環境基準 = 150pg-TEQ/g 以下 土壌環境基準 = 1000pg-TEQ/g 以下 ・特定施設に対する大気、水質、ばいじん等の排出・規制基準の遵守 |
| 所 管 省 庁 | 環境省 |

(参考文献)

- 「バイオマスエネルギー導入ガイドブック（第2版）」（2005年9月、（独）新エネルギー・産業技術総合開発）
 「廃棄物処理法と関係法規」（2005年5月、財団法人 日本環境衛生センター、廃棄物処理施設技術管理者講習管理課程）

コラム ～肥料取締法の概要～

1. 法律の目的

肥料取締法は昭和25年に制定され、肥料の品質を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行うことより、農業生産力の維持増進と国民の健康の保護に資することを目的としています。

2. 肥料の区分と登録等

肥料は特殊肥料と普通肥料に大別されます。

(1) 特殊肥料：農林水産大臣の指定する米ぬか、たい肥、その他の肥料。

生産、輸入する前に、その旨を都道府県知事に届け出る必要があります。

(2) 普通肥料：特殊肥料以外の肥料

登録肥料：公定規格が定められているもの。有害成分を含むおそれのある汚泥肥料を含み、次の13区分に大別されます。

窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料、微量元素複合肥料、汚泥肥料等、農薬その他の物が混入される肥料

生産、輸入する前に、農林水産大臣又は都道府県知事の登録を受ける必要があります。

仮登録肥料：公定規格が定められていないもの。

生産、輸入する前に農林水産大臣の仮登録を受ける必要があります。

指定配合肥料：専ら登録を受けた普通肥料が原料として配合される普通肥料。

生産、輸入する前に、農林水産大臣又は都道府県知事にその旨を届出る必要があります。

生ごみを含む動植物質の有機質物より生産した肥料（堆肥）は、一般的には、特殊肥料、汚泥を含む場合は普通肥料に区分されます。

3. 普通肥料の登録

(1) 登録の調査

公定規格との適合性、名称の妥当性、植害の有無、適用植物の範囲及び施用方法（特定普通肥料のみ）等

(2) 普通肥料の公定規格

含有すべき主成分の最小量、含有が許される有害成分の最大量等（汚泥肥料等については、含有が許される有害成分の最大量等）

(3) 登録の有効期間

3年又は6年

4. 普通肥料の仮登録

(1) 仮登録の調査

公定規格のある類似肥料との同等性、名称の妥当性等

(2) 公定規格の設定

肥効試験の結果、栽培試験の成績が真実であると認めるときは、公定規格を設定

(3) 仮登録の有効期間

1年

公定規格：含有すべき主成分（窒素、りん酸、加里等）の最小量・最大量、含有が許される有害成分の最大量等を規定。

5. 保証票の添付

譲渡する肥料には、下記の事項を記載した保証票の添付が義務付けられています。

【記載事項】

肥料の種類、肥料の名称、保証成分量（汚泥肥料等については、主要な成分の含有量）、生産業者の氏名、住所、適用植物の範囲及び施用方法（特定普通肥料のみ）等

6. 特定普通肥料の施用基準

特定普通肥料の施用者は、農林水産大臣が定める施用基準に違反して施用してはならない。

7. 特殊肥料の品質表示基準

特殊肥料のうち下記の対象肥料については、品質表示基準を遵守しなければならない。

(1) 表示対象肥料

- ・たい肥（汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く。）
- ・動物の排せつ物

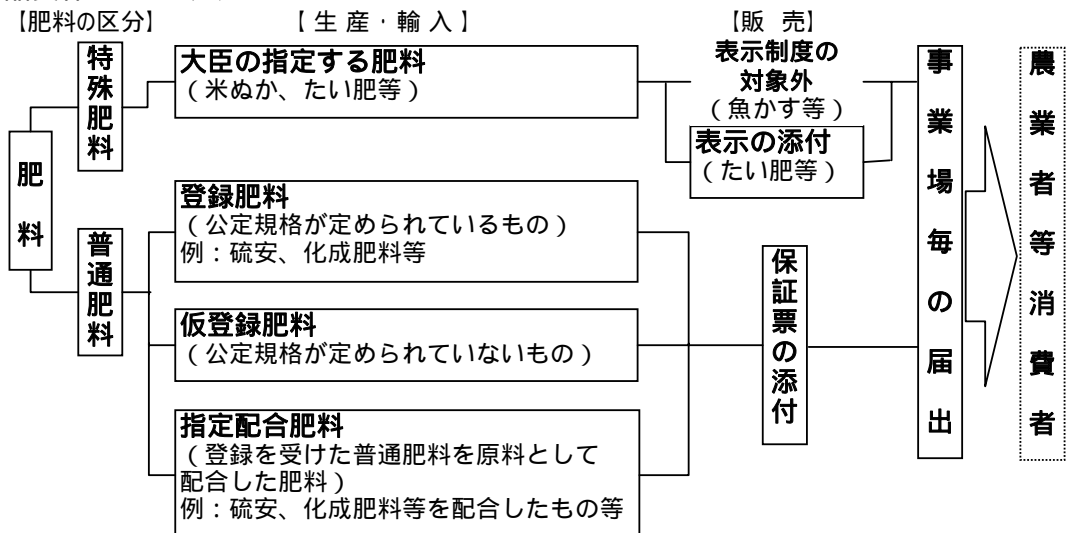
(2) 表示事項

肥料の名称、肥料の種類、主要な成分の含有量、原料等

8. 肥料の販売業者の届出

事業の開始後、都道府県知事にその旨を届け出る必要があります。

肥料の品質保全のしくみ



第 4 章 | 助成制度

第4章 助成制度

生ごみ等の資源化事業を実施するにあたり、関連する主な助成制度などを表4 - 1 および表4 - 2 に示すが、平成20年1月現在で公表されているものであり、実際の運用にあたっては、各窓口で詳細を確認することが必要である。

表4-1 生ごみ等資源化関連補助制度（国や関係機関、県による補助・助成制度）

| 実施機関 | 名称 | 概要 | 対象者 | 助成額等 | 問い合わせ先 |
|---------------------------------------|------------------------|---|--|---|---|
| 環境省 | 循環型社会形成推進交付金 | 広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を実施すること ができる。 | 市町村及び一部事務組合（人口5万人以上または面積4,000km ² 以上の自治体対象地域を構成する場合に限る） | 交付率：対象事業費の1/3 | 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 |
| 農林水産省 | 地域バイオマス利活用交付金 | 地域で発生する様々なバイオマス資源を循環利用する総合的利活用システムを構築するための一体的な施設整備を実施することができる。 | 都道府県、市町村、公社、農林漁業者の組織する団体、民間事業者等 | 交付率：対象事業費の1/2 民間事業者については1/3 | 滋賀県農政水産部農政課 |
| | 畜産環境総合整備事業 | 資源リサイクル型事業において、一体的な畜産環境整備を実施する場合には、家畜排せつ物を中心とした有機性資源等を対象とした循環利活用施設等の整備を実施することができる。 | 都道府県、市町村、JA等 | 補助率：対象事業費の50% | 滋賀県農政水産部畜産課 |
| 農林水産省 | 農村振興総合整備事業 | 中山間地域において農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に行う場合、農産物等と農村生活環境の整備を総合的に実施することができる。 | 都道府県 | 補助率：対象事業費の50% | 滋賀県農政水産部農村振興課 |
| | 村づくり交付金 | 農山村地域において農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に実施することができる。 | 市町村等 | 交付率：対象事業費の50% | 滋賀県農政水産部農村振興課 |
| 経済産業省 | 中山間地域総合整備事業 | 農業の生産条件が不利な中山間地域において農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に実施することができる。 | 都道府県、市町村 | 補助率：対象事業費の55% | 滋賀県農政水産部農村振興課 |
| | 農業集落排水資源循環統合補助事業 | 農山村地域において資源循環の促進を図るため、農業集落排水施設から排出される汚泥等を処理とする有機性資源を対象とした循環利活用施設等の整備を実施することができる。 | 都道府県、市町村等 | 補助率：対象事業費の50% | 滋賀県農政水産部農村振興課 |
| 環境再生保全機構 | バイオマス等未活用エネルギー事業調査 | 地域に既存するバイオマス等のエネルギー利活用事業において、事業化に向けた調査・分析等の取組、分析等により事業の可能性を調査・検討を行うのを補助する。 | （1）一般 農業者 （2）バイオマス等のエネルギー利用に係る事業化を将来的に実施する民間企業、都道府県、市町村、公益法人、NPO法人等 （3）バイオマススタンプ制度に基づくエネルギー補助事業 （4）バイオマススタンプ制度を公募から申し込む企業などが現在策定中である事業化を将来的に実施している市町村等 | 補助率：定額（限度額概ね1,000万円） | 近畿経済産業局エネルギー対策課 |
| | 環境コミュニケーション・ビジネス事業 | 地域における企業、市民等が連携した「環境コミュニケーション・ビジネス」の立ち上げに係るソフト的な基盤整備や事業展開に必要な準備作業等を対象とし、支援する。 | 企業、経済団体、NPO法人等 | 事業を委託事業として実施 | 経済産業省産業技術環境局 環境政策課環境調和産業推進室 |
| 都市再生本部 （内閣官房） | 全国都市再生モデル調査 | 特集する場合は、地域が「自ら考え自ら行動する」自由な発想と創意工夫に基づく先導的な都市再生活動で、過半数の活動ではなく、当該モデルテーマの限定はなし。 | 市町村、まちづくり活動に係るNPO法人その他の団体（地方公共団体の推薦を受けた産案に限る） | 予算の範囲内での配分 | 内閣官房都市再生本部事務局 |
| 独立行政法人 環境再生保全機構 | 地球環境基金 | 1. 地球温暖化防止に資する活動 2. 生活環境の改善に資する活動 3. 地域における「ゼロ・カット・ゼロ」（ゼロ活動）に基づく環境保全活動 4. 地球温暖化防止に資する活動 5. 環境教育の推進活動 6. 国際的な環境保全活動 また、環境NPO及び地域住民の自立性、主体性を促進するもの。 | 「民間の発展にまつき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体」で地球環境保全に資する活動を行う者。 | 助成額：画内の活動については、平均400万円が目安。助成額の下限は、50万円あるいは100万円程度 | 独立行政法人 環境再生保全機構 地球環境基金部 地球環境基金課 |
| 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 （NEDO） | 新エネルギー等事業者支援対策事業 | 新エネルギー等の革新的な導入促進を図ることを目的として、民間事業者等が行う新エネルギー等の導入事業について、事業費の一部を補助する。 | 新エネルギーの利用等を行うとする民間事業者 | 補助率：対象事業費の1/3以内 | 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 エネルギー対策推進部 |
| 滋賀県 | 地域新エネルギー等導入促進事業 | 地域におけるエネルギー・環境対策に資する導入を進めたり、地域に特化した新エネルギー等の導入に資する導入促進活動を行う。白濁体等による設備設置補助、普及啓発活動の支援などを行う。 | 都道府県、市町村、NPO法人等 | 補助率： 導入促進事業 普及啓発事業 定額 （限度額2,000万円） | 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 エネルギー対策推進部 |
| | 滋賀県廃棄物処理施設整備事業促進市町村交付金 | 廃棄物処理施設整備事業に対し、助成する。 | 市町および一部事務組合（滋賀県一般廃棄物処理広域計画に基づき実施する場合に限る） | 交付率：対象事業費の1/2以下 （ただし、国庫交付金対象事業については、国庫交付金対象事業費から国庫交付金を控除した後の額の1/2以下） | 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 |

* 平成19年度 バイオマス関連予算概算決定の概要（平成18年12月 バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議）等より編集した平成20年1月現在の情報です。
 * 上記の事業は申請対象者であり、全ての団体または事業が認定されるわけではありません。
 * 助成額欄には、実施機関からの助成額等を記載しております。また、一部の事業や助成対象者においては、補助率や交付率などが異なる場合があります。

表4-2 生きみ等資源化関連運動助成制度（その他の助成制度等）

| 実施機関 | 制度名称 | 概要 | 対象者 | 助成額等 | 問い合わせ先 | 備考 |
|------------------|--------------------------|---|---|--|--|----|
| 財団法人 日立環境財団 | 環境NPO助成事業 | 活動目的 a. 環境と経済との調和に資する活動 b. 地球温暖化問題への取り組み、循環型経済社会実現への取り組みなど c. エネルギーの活用、環境に有効な科学的検討 活動内容 1. NPO法人格取得助成 2. NPO法人格取得助成 3. 自立事業助成 4. 自立事業助成 1. 自治体環境改善・保全活動 2. 野生動物保護の保護・保全 3. 体感型環境学習活動 4. 環境への負荷を軽減する生活に資する活動 | NPO法人、又は3年以上の環境活動歴を有する国内の任意団体 NPO法人または任意の環境市民団体 | 助成額：原則として1件あたり150万円を上回る 1. 活動助成：1団体あたりの上限なし（総額6,000万円） 2. NPO法人格取得助成：1団体あたり100万円 3. 自立事業助成：1団体あたりの上限 300万円 4. 自立事業助成：1団体あたりの上限 380万円 | 財団法人 日立環境財団 http://www.hitachi-zaidan.org/kankyo/topics/topics30.html | |
| セブン-イレブンみどりの基金 | 環境市民活動助成 | 活動目的 1. 環境と経済との調和に資する活動 2. 地球温暖化問題への取り組み、循環型経済社会実現への取り組みなど 3. エネルギーの活用、環境に有効な科学的検討 活動内容 1. NPO法人格取得助成 2. NPO法人格取得助成 3. 自立事業助成 4. 自立事業助成 1. 自治体環境改善・保全活動 2. 野生動物保護の保護・保全 3. 体感型環境学習活動 4. 環境への負荷を軽減する生活に資する活動 | NPO法人または任意の環境市民団体 | 1. 活動助成：1団体あたりの上限なし 2. NPO法人格取得助成：1団体あたり100万円 3. 自立事業助成：1団体あたりの上限 300万円 4. 自立事業助成：1団体あたりの上限 380万円 | セブン-イレブンみどりの基金助成担当 http://www.7midoori.org/jisei/ | |
| トヨタ | トヨタ環境活動助成プログラム | 基本テーマ「環境改善に資する環境技術・環境づくり」 ・一般助成 ・小規模助成 ・広範囲の参加者が得られること、トヨタよりよりある人材育成されること、環境改善が促進されること、定着し、いっしょにやれること 活動内容 1. 環境改善に資する環境技術・環境づくり 2. 一般助成 3. 小規模助成 4. 広範囲の参加者が得られること、トヨタよりよりある人材育成されること、環境改善が促進されること、定着し、いっしょにやれること | 環境市民活動助成 NPO法人または任意の環境市民団体 | 1. 活動助成：1団体あたりの上限なし 2. NPO法人格取得助成：1団体あたり100万円 3. 自立事業助成：1団体あたりの上限 300万円 4. 自立事業助成：1団体あたりの上限 380万円 | トヨタ環境活動助成プログラム事務局 http://www.toyota.co.jp/jp/environment/ecogrant | |
| 財団法人日本環境協会 | 財団法人日本環境協会 環境保全活動助成基金 | (1) 環境活動（環境改善、環境教育、環境啓蒙） (2) 普及啓発活動（環境講座、教室の開催、パンフレットの作成、広報誌の作成、教育教材の作成等） (3) 調査活動（野生動物の調査、水質等の調査、分析、環境情報の収集・発信） ※いずれも、一都市民の参加・協力・協力を得られること 活動内容 1. 環境活動（環境改善、環境教育、環境啓蒙） 2. 普及啓発活動（環境講座、教室の開催、パンフレットの作成、広報誌の作成、教育教材の作成等） 3. 調査活動（野生動物の調査、水質等の調査、分析、環境情報の収集・発信） ※いずれも、一都市民の参加・協力・協力を得られること | (1) 日本国内において、環境教育や地域の環境保全活動を行う活動を目的とした任意の団体 (2) 日本国内の団体又は個人からの推薦があること。 | 活動助成：1団体あたりの助成額の上限 30万円 | 財団法人日本環境協会 環境保全活動助成基金 運営管理委員会事務局 http://www.jeas.or.jp/ | |
| 三井物産株式会社 | 三井物産環境基金 | 活動目的 1. 環境と経済との調和に資する活動 2. 地球温暖化問題への取り組み、循環型経済社会実現への取り組みなど 3. エネルギーの活用、環境に有効な科学的検討 活動内容 1. NPO法人格取得助成 2. NPO法人格取得助成 3. 自立事業助成 4. 自立事業助成 1. 自治体環境改善・保全活動 2. 野生動物保護の保護・保全 3. 体感型環境学習活動 4. 環境への負荷を軽減する生活に資する活動 | 日本国内に拠点をもちNPO法人、公益法人、中間法人、大学で活動実績が5年以上の団体 | 1. 活動助成：1団体あたりの助成額の上限なし 2. NPO法人格取得助成：1団体あたり100万円 3. 自立事業助成：1団体あたりの上限 300万円 4. 自立事業助成：1団体あたりの上限 380万円 | 三井物産株式会社 CS推進部 三井物産環境基金 事務局 http://www.mitsui.co.jp/cs/fund/promotion_recruitment/1177484_276 | |
| 松下電器産業株式会社 | Panasonic NPOサポート フォアン | 活動目的 1. 環境と経済との調和に資する活動 2. 地球温暖化問題への取り組み、循環型経済社会実現への取り組みなど 3. エネルギーの活用、環境に有効な科学的検討 活動内容 1. NPO法人格取得助成 2. NPO法人格取得助成 3. 自立事業助成 4. 自立事業助成 1. 自治体環境改善・保全活動 2. 野生動物保護の保護・保全 3. 体感型環境学習活動 4. 環境への負荷を軽減する生活に資する活動 | 環境問題に取り組むNPOの組織の基盤強化に資する事業 1. 人材の育成：環境分野の専門家の育成や、スタッフの能力向上を図る取り組み 2. 組織の充実：広がり、資力、資金調達の確保、情報管理などの組織マネジメント 3. 活動の活性化：NPOの組織の基盤強化を図るための企画づくり、ツールの開発など 活動内容 1. 環境問題に取り組むNPOの組織の基盤強化に資する事業 2. 人材の育成：環境分野の専門家の育成や、スタッフの能力向上を図る取り組み 3. 組織の充実：広がり、資力、資金調達の確保、情報管理などの組織マネジメント 4. 活動の活性化：NPOの組織の基盤強化を図るための企画づくり、ツールの開発など | 特定非営利活動法人地球と未来の環境基金 | 特定非営利活動法人地球と未来の環境基金 http://panasonic.co.jp/ceal/pns/ | |
| 特定非営利法人 夢&環境支援基金 | 環境支援基金 | 基本テーマ「地球温暖化問題から身近な環境問題までの環境保全活動」 申請テーマ 1. 自然環境保全・緑化・森林の保全・緑化/自然保護/水・土壌の保全 2. まちづくり・グリーンコミュニティ（リサイクル・廃棄物/炭化清浄/消臭） 3. 環境美化活動（環境美化/緑化/緑化防止） 4. 公害対策（大気環境保全/有害化学物質/騒音/振動・電磁対策） | 日本国内での活動を対象に環境保全活動を行っている団体 | 活動助成：1団体あたり100万円 | NPO法人 夢&環境支援基金 http://www.ecovillage.com/ | |
| epbank | 融資制度 | 【融資条件（抜粋）】 ・自然エネルギーなど、環境をテーマとしたプロジェクトであること ・個人連帯保証人を含むこと 【融資条件（抜粋）】 ・融資期間：1年以上500万円 ・返済期間は最長10年 ・融資金利は年1%の固定 ・返済期間は、基本的に1か月、3か月、6か月 ・返済は年回、夏期と冬期 | 融資対象は、大きな事業体ではなく、ぶつに生活する人にかける小さな事業体を中心。個人、NPO、NGO、株式会社、有価会社など、形態を問わない | epbankウェブサイトのお問い合わせフォームから | | |

*（財）助成財団センターのホームページおよび各機関のホームページから集めた20年1月現在の情報です。
*上記の補助事業は申請対象者であり、全ての団体または事業が認定されるわけではありません。

大津市
彦根市
守山市
栗東市
野洲市
湖南市
高島市
東近江市
米原市
安土町
日野町
竜王町
愛荘町
虎姫町
高月町
木之本町
西浅井町
湖北広域行政事務センター
滋賀県

ごみ減量資源化推進事業報告書

～ 生ごみ資源化編 ～

平成 20 年 3 月発行

編集・発行

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1

TEL (077)528-3472

FAX (077)528-4845